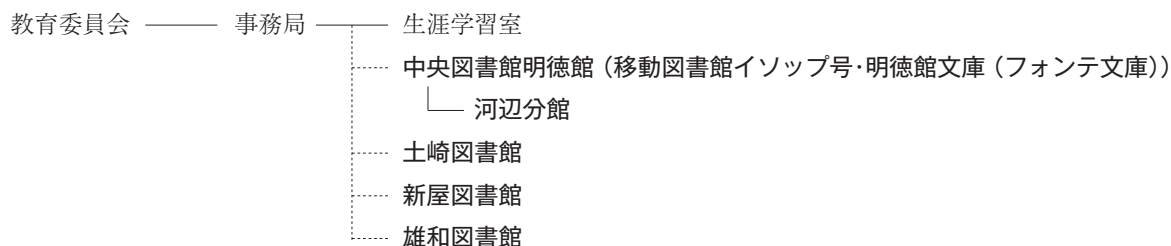


3 図書館機構

(1) 図書館機構図（一部省略）



(2) 図書館職員

令和6年4月現在(人)

館名	正職員(司書) [兼務(司書)]	再任用職員(司書) [兼務(司書)]	会計年度任用職員 (司書)	合計(司書)
中央図書館明徳館	10 (5)* [1 (1)]	1 (0) [1 (0)]	21 (11)	32 (16)
文庫			5 (5)	5 (5)
河辺分館	1 (1)*	1 (0)*	2 (0)	4 (1)
土崎図書館	5 (4)	2 (0)	5 (2)	12 (6)
新屋図書館	4 (3)	1 (0)	8 (3)	13 (6)
雄和図書館	1 (0) [1 (1)]*	1 (0)	3 (0)	5 (0)
合計(司書)	21 (13)	6 (0)	44 (21)	71 (34)

※ 河辺分館を主務とする職員2人が明徳館と兼務。うち1人が雄和図書館も兼務。職員数としては主務となる河辺分館にのみ計上。

(3) 図書館協議会

図書館協議会は、「図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関」（図書館法第14条）です。

秋田市立図書館共通の協議会として、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験者で構成され、委員定数は15人以内、任期は2年（現委員の任期は、令和5年7月1日～令和7年6月30日）です。